

## ASEAN諸国で関税法改正、徴税強化の動き

### ◆タイで関税法が改正、透明性向上や貿易円滑化を目指す

2017年11月、タイで改正関税法が施行された。タイの関税法は、1926年に施行された後、22回にわたり改正され複雑化していた。今回の改正では、複雑な関税法を整理するとともに、不明瞭であった規定の明確化を図るなど関税徴収についての透明性の向上や、貿易の円滑化などを目標にしている。

例えば、通関後、税関が関税支払額の妥当性を調査する事後調査の期間についてはこれまで規定がなかったが、改正法では輸入日から5年以内と定められた。これにより、輸入者は関連書類を5年間保存すればよいことになり、輸入者の負担が軽減されることになった。また、関税額について輸入者が不服申し立てをした場合の審査期間が明確化され、不服申立委員会は受理日から180日以内に判断を下さなくてはならないことが定められた。

罰則規定については、旧法では、意図的であったかどうかに関わらず、規定上では関税回避を行った場合には密輸と同じ重い罰金が定められていた（最大で（輸入価格＋関税額）の4倍）。改正法では、罰則規定が細分化され、関税回避が意図的ではなかった場合は、罰金額が最大50万バーツ（約160万円）にまで引き下げられた。また、意図的であったか否かは、旧法では輸入者に立証責任があったが、改正法では税関が立証責任を負うことになった。

### ◆インドネシアやフィリピンでも関税法改正

タイ以外のASEAN諸国でも、関税徴収に係る法整備や制度変更が進んでいる。

インドネシアでは、17年1月、関税分類番号に関する事前教示制度が改正された。それまでも法的には事前教示制度はあったが、手続きの規定が明確ではなく、税関の回答期限や事前教示結果の有効期限も定められていなかった。今回の改正では、税関は申請書類受理後30日以内に回答を出すことや、結果の有効期間が3年間と定められた。これにより、輸入者は事前に関税分類番号を確定することが可能となり、税関職員による恣意的な判断で追徴されるリスクが低下した。

またフィリピンでは、16年5月に大統領が改正関税法に署名し、現在は施行細

則が順次発表されている状況にある。改正関税法では、税関の輸入者に対する事後調査の期間が輸入後3年以内と定められたほか、税関の事前教示制度が、従来の関税分類に加えて関税評価額と原産地（FTA（自由貿易協定）などの利用時）についても導入された。

### ◆マレーシアやベトナムでは税関による徴税強化の動き

一方、ASEAN諸国では、関税徴収を強化する動きもある。

マレーシアは、15年4月に包括的な付加価値税である物品・サービス税（GST）を導入したが、それに合わせて「税関ブルーオーシャン戦略」が発表された。税関ブルーオーシャン戦略は、GST導入に合わせて企業に税務調査を行うもので、輸入関連書類などを調査することで、16年9月から17年末の16ヵ月で約1,350億円の追徴を目標にしている。

またベトナムでは、税関による事後調査の件数が急速に増加している。ベトナム税関総局の発表によると、13年には事後調査実施件数は2,327件であったのが、3年後の16年には約4倍の9,693件になっている。

### ◆WTOの貿易円滑化協定やAECの創設が背景

ASEAN諸国で関税法の改正が進んでいる背景としては、WTO（世界貿易機関）の貿易円滑化協定がある。貿易円滑化協定は、WTO創設後初めて全加盟国が参加・署名した協定で、17年2月に発効した。この協定では、税関手続きの透明性向上のために、事前教示制度の整備や関連法令の制定を加盟国に求めている。

またASEAN諸国特有の事情として、2015年末のAEC（ASEAN経済共同体）の創設がある。AECでは18年までにASEAN域内の貿易については全ての関税を撤廃する計画となっている。域内関税の撤廃は、貿易促進の効果がある一方で、各国の税関にとっては関税収入が減少することになる。また、ASEAN域内の原産品ではない製品が、「ASEAN原産品」と偽って輸入され、関税の徴収漏れが発生するリスクも増えることになる。

このためASEAN諸国では、関税法改正による貿易円滑化の推進と合わせて税関による調査を強化する方向にある。日系企業もコンプライアンス体制の強化などにより、輸出入手続きに細心の注意を払うことが必要となる。 【今村弘史】